

資 料

組織犯罪集団の概念および特徴（１）

何 秉 松
野 村 稔
張 凌 共訳

- 一 問題提起
- 二 中国における黒社会組織の概念
および特徴
- 三 主要国の「組織犯罪集団」の概
念および特徴

一 問題提起

概念は、事物の本質的属性および特徴を反映する思惟形式である。科学的概念は、人間の科学的・抽象的な思考の起点である。アインシュタインは、「科学の概念を発明し、かつ、これらの概念の上で理論を構築することは、人類精神の偉大な創造特性の一つである」とする⁽¹⁾。組織犯罪集団の概念は、組織犯罪の理論体系を構築する最も重要な概念である。組織犯罪集団の概念および特徴に関する研究は、組織集団の本質および法則を把握し、組織犯罪に関する政策および法律を正しく制定し、この犯罪類型の特徴を反映する科学的理論体系を構築するため、極めて重要な意味を持っている。

国際社会における組織犯罪集団（organized criminal group）は、中国では黒社会組織（黒社会組織と黒社会性組織を含む）と呼ばれ、国際社会における

（１） 許良英他訳・アインシュタイン論文集第１巻（商務印書館，1977年）628頁。

組織犯罪 (organized crime) は、中国では黒社会犯罪 (黒社会犯罪と黒社会性犯罪を含む) と称されている。黒社会組織 (組織犯罪集団) と黒社会犯罪 (組織犯罪) とは密接に関連するが、両者は同一概念ではなく、前者は犯罪組織を、後者は犯罪行為を示す。しかし、理論・実務を問わず、この二つの概念が区別されずに使用されることもある。

黒社会組織 (組織犯罪集団) の概念については、長期にわたり認識の一致がない。なぜなら、論述方法の多様性、思考の角度や理解の深さなどにより、結論が異なるからである。しかし、研究の進展、認識の深化、共通認識の達成に伴って、最終的には、一般的・科学的概念が形成されるだろう。

組織犯罪集団は、国際社会における共通概念である。2000年12月12～15日に、国連は、イタリアのパレルモで「国連国際組織犯罪条約 (通称「パレルモ条約」)」および各議定書を締結したが、同条約では、組織犯罪集団の概念が明確に規定されている。中国も、同条約に署名し、批准の準備中である。中国は、この条約を国内で発効させるため、この条約と国内法との調整について研究している。

国際社会には、国内法と条約との関係について二つの調整方式がある。すなわち、①条約が国際的に発効した後、国内の立法機関がそれを国内法化する国内法を制定し、この法律を通じて条約を国内で施行する間接方式、②憲法またはその他の国内法の規定に基づいて、条約が国際的に発効すると、国内の立法がなくとも国内法として自動的に適用される直接方式である。中国「憲法」にはその方式に関する規定がなく、過去の経験から見れば、直接方式を採用する傾向があると解されている。しかし、「パレルモ条約」の特徴として、一方で、同条約における組織犯罪集団の名称や内容が中国刑法の黒社会犯罪組織の規定と一致していないので、同条約を直接に国内法として適用するのは困難である。他方、中国と香港・マカオとの関係について、「香港基本法」および「マカオ基本法」によれば、中華人民共和国が国際協定を締結するとき、中央政府は、香港・マカオの状況と必要に応じて、香港・マカオ特別行政区政府の意見を聞いた上で、香港・マカオへの適用を決定する。「パレルモ条約」および香港・マカオの状況から見れば、「パレルモ条約」は、香港・マカオに適用されねばならない。しかし、香港刑法は「三合会」の名称を、マカオ刑法は黒社会組織の名称を用いており、これらの名称や内容は、「パレルモ条約」の規定する組織犯罪集団と一致しないので、同条約を直接に国内法として適用しえないと思われる。「パレルモ条約」の関係規定に基づいて、中国の具体的状況に依

じた中国刑事法の改正が考えられるべきである。それには二つの可能性がある。すなわち、①中国大陸・香港・マカオの各刑法が用いている「黒社会性組織」、「三合会」・「黒社会組織」の各概念を維持しながら、「パレルモ条約」における「組織犯罪集団」との関係について、各概念と条約の概念との異同を明確化する方法と、②中国大陸・香港・マカオの各刑法の用いる名称を改正して「パレルモ条約」における「組織犯罪集団」と一致させる方法である。中国の立法機関が黒社会犯罪について同条約と中国現行刑法との関係をどう処理するかは予測しえないが、いずれにせよ、国際社会の国際組織犯罪規制の要求に応じるためには、中国法（香港・マカオを含む）にいう黒社会組織と「パレルモ条約」にいう「組織犯罪集団」との関係を理論的に明確化しなければならない。立法によるこの問題の解決は比較的複雑で、一定の時間を要するが、立法に参考意見を提供するために理論的研究が先行すべきであると考ええる。したがって、本稿は、単に中国の黒社会組織の概念だけでなく、国際社会における組織犯罪集団の概念も検討することにした。

二 中国における黒社会組織の概念および特徴

中国の黒社会組織には、黒社会組織と黒社会性組織が含まれる。この点を強調するために、本稿は、黒社会性組織という概念を使用する場合もある。黒社会性組織の概念に対する認識は動態的で、黒社会組織と黒社会性組織を正確に理解するには、この変化の流れの検討が必要である。

(一) 黒社会組織概念の由来

旧中国は、古くから黒社会組織が存在し、長い間、黒社会組織は「幫会」と称され、正式な公文書でも一般に「幫会」の用語を使用し、黒社会の用語は使用されなかった。1940年11月に国民党中央執行委員会が公布した「幫会問題に対処する三原則」、1942年に蒋介石が承認した「党員団員の幫会への参加を禁止する規則」およびその後国民党が公布した関係禁令は、いずれも「幫会」の用語を使用した。が、「黒社会」の用語を使用しなかった。法律にも「黒社会」の用語はなかった。黒社会概念の歴史について、筆者の考証によれば、黒社会概念の由来は、今日なお不明である。現存の資料から推測すれば、この概念が最初に使用されたのは、清末から民国時代の19世紀末から20世紀初頭であると考えられる。しかし、この時代に最初に黒社会組織あるいは黒社会構成員の概

念を使用したのは文学作品であり、法律上の概念ではなかったことに注意すべきである。黒社会の用語に対応する英語は「underworld」であるが、中国の学者の一部は、「国外では、地下社会の用語こそが黒社会を意味し、つまり黒社会は英語のUnder World Societyに相当する」と指摘している⁽²⁾。中国の刑法学・犯罪学の黒社会に関する論述は、黒社会こそがUnderworld Societyにあたるとの認識が一般的だが、これは誤りである。「Underworld」は黒社会を示す語であって、「Underworld」の後に「Society（社会）」の語を付する必要はないからである。

「underworld」の語義は、変動的である。1914年出版のW・T・ハリス（W. T. Harris）博士の「新国際英語大辞典（Webster's New International Dictionary of the English Language）」（第1版）によれば、「underworld」とは、下層社会または下等社会（This Lower or inferior world）をいう、とされる。1933年の「オックスフォード英語大辞書（The Oxford English Dictionary）」（第1版）は、「underworld」とは、下層または最下層の社会階層など（a lower, or the lowest, stratum of society, etc.）をいう、と解する。1976年版「第三版新国際英語大辞書（Webster's third New International Dictionary of society English Language）」は、underworldとは、正常な生活や経歴を下まわる社会地域または社会層、特に組織犯罪の社会（a social sphere or level of society regard as lying below the level of ordinary life and experience ;esp. the world of organized crime）をいう、と解し、この解釈が通説になっている。例えば、1982年版「オックスフォード英語辞書補正版（A Supplement to the Oxford English Dictionary）」は、underworldとは、犯罪者社会または組織犯罪社会（The world of criminals or of organized crime）をいう、と解している。

中国の「黒社会」の語が外来語であると筆者は断定しえないが、少なくとも「社会」の語は外来語と思われる。唐代の文献には「社」と「会」を組み合わせた用語があるが、現代の「社会」の語とは異なる。現代的意味の「社会」は、外来語である。日本の学者が明治時代に初めて英語の「society」を漢字の「社会」と翻訳して、その後中国の学者も、日本の社会学の著書を翻訳する際、この用語をそのまま使用するようになった。漢字の「黒」は、秘密や不法の意味を示す語であるが、「社会」の前に「黒」を付けると、秘密的な社会・

（2） 秦宝琦・中国地下社会（学苑出版社，1993年）1頁。

不法な社会の意味になる。この点では、英語のunderworldの意味と類似する。

(二) 香港・マカオ・台湾の黒社会組織の概念および特徴

1 香港の黒社会組織の概念および特徴

中国で最初に「黒社会」の語が法律で使用されたのは、香港・マカオ地区である。香港では、従来から黒社会組織は「三合会」と呼ばれている。これには深い歴史的原因がある。「三合会」は、清朝の「天地会」に由来する。「天地会」は、政府軍の攻撃を回避するため、その組織名を繰り返し変更し、嘉慶道光年間(1796年～1821年)には、例えば「三点会」・「三合会」・「小刀会」・「添弟会」・「双刀会」・「洪蓮会」など十数回にわたって変名した。「三合会」は、広東増城県出身の嚴貴邱氏により創立された。重罪を犯した嚴貴邱氏は、広東順徳県に潜伏し、嘉慶16年(1811年)11月に嚴佩玉氏らと「私立三合会」を設立して172人余りを集めたが、清朝政府に検挙され、14人しか逃亡しえなかった。その後、「三合会」の名は、この事件に伴い広東・香港地域に広がった。

1841年に英国が香港を占領したとき、「三合会」という組織が既に存在していた。この組織は、例えば組織形式・組織内の職名(紅棍・紅扇・草鞋など)・入会儀式・組織規律(36個の誓い)・連絡方法・合い言葉・暗号・手話・造字・衣服服飾など「天地会」の厳密な組織制度を継承し、その後、若干の変動はあったが、これらの組織制度は、「三合会」の発展につれて香港黒社会組織に深い影響を与えた。この経緯から見れば、香港政府が続々と「社團条例」や「組織および重大な犯行条例」を制定した理由が分かる。これらの条例は、「三合会」の儀式、それに類似する儀式、この儀式の一部を行い、「三合会」の名称を使用すれば、「三合会」と認定する、と定める。

香港のイギリス当局は、「三合会」という黒社会組織を取り締まるために、1845年に「三合会等秘密社團取締法令」を公布した。その後、この法令は、香港法例第151章「社團条例」に編入されたが、数回の改正を経た現行条例の内容は、当初の内容と若干異なっている。当時、この法例にいう「三合会」が黒社会と翻訳され、中国の法律文献に初めて「黒社会」の語が登場した。こうして、香港では、「三合会」と黒社会とは、相互に代替可能な用語となった。香港警察当局は、「黒社会は、すべての三合会組織の代名詞となったが、ここに三合会を邪悪・罪悪とする香港公衆の認識が反映されている」とする⁽³⁾。香港では、「三合会」そのものが黒社会であるが、前述の条例は黒社会の概念を定めることなく、「三合会」の文言を使用している。香港「社團条例(societies

ordinance)」(第151章) 18条3項は、三合会の儀式、名称または隠語を使用したいかなる社団も、すべて三合会社団とする。1994年12月2日に公布された「組織犯罪および重大犯罪に関する条例(法律第651号)」(organized and serious crimes ordinance)も同様に、三合会の概念を規定したが、黒社会組織の概念は定めなかった。同条例2条1項は、「本条例の用語において別の意味がある場合を除き、「三合会(triad society)」には、次の各号に掲げる社団が含まれる。a 三合会が常に使用する儀式、当該儀式と類似する儀式または当該儀式の一部を使用する社団、b 三合会の名称または隠語を採用しまたは利用する社団」と規定する。これは、特定の歴史条件から定められたものであるが、香港黒社会組織の特徴を認識するには意味がある。しかし、この概念は、香港黒社会の本質的特徴を反映せず、香港黒社会組織に関する科学的概念ではない、と考えられている。

今日、香港黒社会は大きく変化した。香港に現存する「三合会」は50~60個であり、小規模のものは数十人、最大規模のものは3万人に達する。「三合会」の会員総数については、その組織形態の緊密性が欠けるため、正確な統計はないが、一般には現在の会員総数は約30万人と推測されている。「三合会」会員は、統一的・巨大な組織に所属しないが、各「幫派」は、依然として「三合会」の伝統的用語および組織構造などを利用しているのが現状である。

2 マカオの黒社会組織の概念および特徴

マカオの黒社会組織は、歴史が長く、地域と癒着して高度な経済力を誇る。ポルトガルの統治時代、マカオの黒社会は、多数の構成員、厳密な組織構造、精良な武器装備、豊富な財力を備え、政界・文化界・警察を含む社会各階層に巨大な連絡網を作って、強大な黒社会悪勢力になった。マカオ前司法警察司司長の白徳安氏は、「今日のマカオ黒社会組織は、依然として例えば榮譽や報復などの厳格な会則を持ち、これが警察の捜査を阻害する要因となっている。また、その組織構造および(組織の末端から最高指導者までの)極めて複雑な階級制度は、効果的な犯罪目的の実現を促進している」と指摘する⁽⁴⁾。「黒社会が対内的・対外的に厳格に支配し、脅迫や恐喝などの手段を使用するため、黒社会構成員やその家族は、およそその組織から離脱できない状態に置かれている」⁽⁵⁾との指摘もある。中国返還直前のマカオには、四大黒社会組織、すなわ

(3) マカオ司法警察司編・黒社会(1996年版)2頁。

(4) 白徳安「澳門黑幫之罪行予防及打擊黑幫之方式」1999年北京組織犯罪国際討論会論文。

ち14K（構成員約1万人）、水房（構成員約800人）、大圈（構成員約500人）、勝義（構成員約200～300人）が存在した。

黒社会（組織）の概念を正式に使用した法律は、1978年2月4日にマカオが公布した「暴徒組織」（第1/78/M号法律）であった。同法は、「当該地域の典型的暴徒組織は、マカオで黒社会と呼ばれ、その活動が当地で反復される傾向があり、売春、麻薬販売、恐喝およびその他の不法な活動を行う下層社会を支配して、当地の住民および当局に注目されている」とする。同法2条（黒社会の定義）は、「犯罪の目的、謀議に基づいて、次の各号に掲げる一個または数個の罪を犯してその存在を示し、安定的な組織的構造を有する不法な組織は、すべて黒社会とする」と定義する。

a) 麻薬販売、b) 窃盗・強盗・財物毀損、c) 不法監禁、d) 良家の婦女を勧誘して売春をさせ、または売春活動を経営する行為、e) 未成年者を勧誘しまたは墮落させる行為、f) 人または財物を保護する口実で、または暴力・恐喝の手段で財物や利益を取得する行為、g) 財物を不法に賃貸する行為、h) 不法出入国を教唆しまたは幫助する行為、i) 富くじを不法に経営する行為、j) くじに供する動物を毒殺する行為、k) 規制武器を使用し、携帯しまたは所蔵する行為、l) 紙幣を転売する行為。

1997年7月30日に公布された「組織犯罪法（第6/97/M号法律）」は、この1978年2月4日法律を明文で廃止したうえで、黒社会の定義を次のように改正した。

「この法律に規定する効力に基づいて、不法利益を取得するために設立された組織であって、謀議またはその他の方式でその存在を示し、特に次に掲げる一項または数項の罪を犯ものは、すべて黒社会とする」（1条）。

a) 殺人または他人の身体の完全性の侵害、b) 他人の行動の自由の剥奪・略取・国際的人身売買、c) 恐喝、脅迫、保護名義での恐喝、d) 売春の管理・売春の仲介・未成年者売春の斡旋、e) 暴力的犯罪、f) 窃盗、強盗、財物毀損、g) 不法移民の誘引・幫助、h) くじの不法経営、i) 動物競技に関する不法行為、j) くじの提供による暴利、k) 規制された武器・弾薬・爆発物・燃焼性物質、刑法典264条（火災、爆発およびその他の特に危険な行為）・265条（核材料）に定める罪に関する装置・製造品の輸出入・売買・製造・使用・携

(5) W. P. Morgan : 「Triad societies in Hong Kong」 p. xi, Printed and Published by the Government Printer, 1960.

帯・所蔵行為, m) 選挙・選挙民登記に関する不法行為, n) 運輸証明書の転売, o) 通貨・債権証券・信用証書・身分証明書・旅券の偽造, p) 贈賄, q) 公私文書の強要, r) 身分証明書・旅券の不法留置, s) 担保証書・信用証書の濫用, t) 許可地域以外での対外貿易, u) 資産・物品の不法な移転・転換, 隠匿, v) 警務・保安部隊その他の機構の通信の傍受またはそれを阻害する技術的道具の不法所有。

以上のように, 新旧両法の黒社会(組織)概念に関する規定は若干異なるが, 両者の方法は一致しており, 次の二つの側面から定義される。すなわち, ①組織の成立, ②法律の列挙する行為の一個または数個の実行が, 黒社会の要件となる。

組織構造の側面について, 旧法は, 「犯罪目的, 協議またはその他の事実に基づきその組織の存在を維持し, 安定的な組織構造を有する不法な組織」と強調したが, 新法は, 「協議, 協定またはその他の方法でその組織を維持し, 不法な利益を取得するために成立したすべての組織」と改正した。両者は, 黒社会組織の存在にとって, 固定的な所在地, 固定的な会議場, 構成員間の面識, 定期的会議, 構成員を統括する本部・指導層・階層の存在, 組織構成・活動・利潤の配分に関する書面協議は必要でない, と規定する。このように, 新旧両法は, 黒社会の組織構造について強度の組織構造を要件としていない。特に, 新法は, 旧法の「安定的な組織」と「犯罪の目的」を削除し, 組織の存在が協議・協定・その他の方法で維持されれば足りる, と規定する。しかし, このような規定では黒社会組織の本質的特徴が把握されていないので, 黒社会組織の範囲が拡大されて一般犯罪組織との区別がなくなり, 処罰範囲が拡大する恐れがある。例えば, 黒社会組織でない共同犯罪が黒社会組織犯罪として処罰される可能性があり, 黒社会犯罪の集中的な検挙に問題が生じる⁶⁾。

犯罪行為の実施について, 旧法は12項目の犯行を列挙したが, 新法は10項目を追加し22項目を列挙する。犯行の内容も大きく変化し, 暴力犯罪や新型犯罪が目立つが, マカオ黒社会犯罪の多様化・現代化・暴力化が反映されている。しかし, マカオ刑法は, 黒社会犯罪の特徴を抽象的に表現せず, 黒社会組織の概念も規定していない。

(6) 2000年, 筆者は招聘を受けてマカオ司法警察局設立40周年式典に出席したが, 学術シンポジウムでの青少年犯罪, 組織犯罪に関する報告が目立ったようである。マカオ検察長事務所主任梨建恩氏がマカオで検挙した数件の事件が, この論点を証明している。

3 台湾の黒社会組織の概念および特徴

台湾の黒社会組織は、日本占領期の浪人（住所不定者）により構成され、その後、本省の幫派になった。1949年に国民党政府が台湾に移転した後、幫派の多くは、一緒に台湾に転入して外省幫派を形成した。台湾の経済発展に伴って拡大した黒社会勢力は、地域の占拠、用心棒代の強要、売春や賭博場所の独占、持凶器乱闘、銃器や麻薬の販売を行った。1952年3月21日および1965年10月24日に、台湾「行政院」は、前後二回にわたり「台湾省戒嚴期流氓取締辦法」を公布した。この二つの「取締辦法」の内容は若干異なるが、両者の3条1項とも「不法に結成した幫会により徴集された構成員」は流氓とする、と規定している。ここにいう幫会とは、実際には黒社会組織である。旧中国では、幫会が黒社会の典型であり、幫会の語を使用していたにすぎない。1984年11月以来、台湾当局は、「第1回特定事件取締」、「第2回特定事件取締」などの黒社会撲滅行動を行った。黒社会を撲滅するため、1985年7月19日、台湾は、「動乱期流氓取締動員条例」およびその細則を公布した。同条例2条は、「社会秩序を破壊し、または他人の生命・身体・自由・財産を侵害する組織を結成し、指導し、支配しまたはこれに参加した組織者」は流氓とする、と規定した。ここにいう組織とは、黒社会組織を意味する。1992年7月29日の「総統令」は、同条例を「流氓撲滅条例」およびその細則と改称し、その2条1項は、「社会秩序を破壊し、または他人の生命・身体・自由・財産を侵害する組織を結成し、指導し、支配しまたはこれに参加して、社会秩序の破壊に十分な危険性を示す組織者」は流氓である、と定めた。この規定により、黒社会を結成し、指導し、支配しまたはこれに参加する犯罪者が規制されることになった。

しかし、台湾当局の数回にわたる黒社会撲滅行動は、予想どおりの成果を収めなかった。台湾警察の統計によれば、1994年の全省で、幫派組織は1,236個、構成員は10,582人に達した。1996年の全省では、比較的大規模の幫派および犯罪組織は126個、構成員は5,800人に上り、そのうち、竹連幫（約600人）、四海幫（約500人）、天道盟（約400人）、松連幫は、四大幫派といわれている。各幫派は、幫主を首領とし、その下に堂口・壇口などを設置し、入会儀式・会則も定め、その勢力範囲は全省に及ぶ。小規模の幫派の組織構造や規律は、それほど厳密ではなく、勢力範囲も一部の町にしか及ばない。強力な勢力を持つ黒社会組織は、活動が猖獗を極めて、重大犯罪を行っているが、特に暴力犯罪が注目されている。黒社会組織は、経済界・芸能界など社会の各分野に浸透するだ

けでなく、暴力・脅迫・賄賂の手段をもって政界に進出する。黒社会組織と社会の各分野との関係については、従来の政界に従属する関係が今日では一部の県市議会を支配する関係になったこと、従来の個別の政治家との共存関係が現在では地方政党の各派と緊密に連絡する関係になったこと、従来は地方政界のみへの浸透であったが今日では「中央」機構にまで浸透していることが特徴的で、黒・金・政治（黒社会勢力、金、政権の三者の協力関係）が形成された。台湾民衆がこの現象に強く反発した結果、台湾当局は1996年6月に全省範囲で再度「治平專案」を名とする「黒・金撲滅」行動を行った。

黒社会の撲滅を実現するために、台湾は、1996年11月22日に「組織犯罪防止条例」を公布した。台湾当局の立法理由は、次のように説明する。「黒社会が猖獗を極めて、金権が氾濫し、社会の治安・民主・法治の発展に影響を与えている。そのため、黒社会の撲滅および腐敗の防止は、政府の当面の急務となっている。現存の黒社会を防止する法律には、主に刑法と「流氓撲滅条例」とがあるが、刑法154条に規定する犯罪結社罪はあまりに簡略で、また「流氓撲滅条例」の関連条文が1995年の司法院大法官会議で違憲と解釈されたために、訴訟制度および正当な手続のいずれも不完全となり、企業化・組織化された麻薬販売・密輸・公共工事への介入・テロ活動・資金洗浄などを行う組織犯罪集団への規制が機能していない。近年、黒社会犯罪組織を規制する特別法の制定を要求する公衆やマスコミの声が高まっている。ドイツ・アメリカ・イタリア・スイス・日本・香港などの国と地区の立法例を見れば、いずれも組織犯罪を処罰する特別法や特別命令を制定していることからして、組織犯罪を防止する特別法の制定が必要である。全社会の組織犯罪防止への期待を実現するために、黒社会犯罪組織の集団性・常習性・脅迫性・暴力性などの特徴を考慮し、関係諸国の組織犯罪防止立法を参照しつつ、我国の社会環境の現状および黒社会組織犯罪防止の問題点を検討した結果、この「組織犯罪防止条例草案」を制定するものとした」。

同「条例」2条は、「本条例にいう犯罪組織とは、3人以上で構成された内部管理体制を持ち、犯罪目的またはその構成員に犯罪活動を行わせるために結成された集団性・常習性・脅迫性・暴力性を有する組織をいう」と定める。

これは、実際に黒社会組織の定義であり、犯罪組織（黒社会組織）の三つの特徴を示唆している。

①3人以上で構成された内部管理体制を持つこと。台湾当局（行政院）の草案説明は、「本条にいう『内部管理体制』とは、犯罪組織内部の階層管理の特

性を示すものであって、これにより、一般の共犯者や数人の集団の犯罪と区別される」とする。

②犯罪の実行のために結集したこと。すなわち、「犯罪目的または構成員に犯罪活動を行わせる」ために結集したことである。

③集団性・常習性・脅迫性・暴力性を有すること。

この定義は、マカオ刑法の定義と主に次の2点で異なる。第一に、具体的な犯行を列挙せず、具体的な犯行の一項または数項の実行を要求していないこと、第二に、犯罪組織の組織構造について比較的強度な組織構造を要求し、内部管理体制の存在および集団性・長期性・脅迫性・暴力性を要件とすることである。

(二) 中国大陸の黒社会性組織の概念および特徴

1 改革開放後の状況

改革開放後、黒社会勢力が中国大陸で再燃しており、「黒社会」の用語はますます人々に注目されている。法律上最初に黒社会の概念を使用したのは、1982年の地方法令である広東省深圳市政府の「黒社会の取締に関する公告」であり、この公告の主たる目的は、境外（「境外」は外国・台湾・香港・マカオを含む一訳注）黒社会の侵入の防止であった。さらに、1989年に深圳市は、「黒社会および黒社会性帮派組織を規制し打撃する通告」および「黒社会および黒社会性違法犯罪集団の構成員の処理に関する若干の政策基準（試行）」を公布した。これらの文書で初めて黒社会および黒社会性組織の定義が使用され、「黒社会組織とは、人民民主体制を著しく害し、公共の安全に危害を及ぼし、社会の治安および社会の管理秩序を破壊し、独立で固定的な名称、比較的厳密な組織構造、比較的固定的な活動場所・活動範囲・業界、封建幫会の色彩および反動性・流氓性を有する犯罪組織である」とし、「その活動の内容・方式・組織形式などの側面において黒社会組織と類似し、または黒社会組織と関連する構成員を有する犯罪集団は、黒社会性違法犯罪集団とする」と規定した。この二つの概念は深圳市が数年間にわたって黒社会組織および黒社会性組織を規制した経験の総括であるが、地方の色彩と地域の限定性がある。香港と隣接する深圳市では、その黒社会性組織の形成および発展が香港黒社会組織の影響を直接に受けるので、香港黒社会組織の特徴を持っている。

1993年11月16日に、広東省が公布した「広東黒社会組織活動を処罰する規定」は、正式な法律文書であり、黒社会組織について「本規定にいう黒社会組

織とは、組織構造・名称・幫会首領・会則を有し、一定の地域・業界・場所で社会秩序に危害を及ぼす不法な団体である」と定義した。この定義は、深圳市の定義より黒社会組織の組織性を強調するとともに、名称・幫会首領・会則も要件とする点で、香港の黒社会概念の影響を受けたことがわかる。

中国大陸の警察当局が最初に黒社会性犯罪の概念を使用したのは1986年のことであった。当時は、全国で第3回犯罪撲滅運動が始まったばかりで、「1986年全国公安業務計画要点」は、「この戦役は・・・特に次のような犯罪者を打撃しなければならない。①殺人、傷害、爆発、銃器の窃盗・奪取、強盗、強姦などの社会に著しい危害を及ぼす犯罪者、②黒社会性の流氓集団およびその首領」と通達した。その後、黒社会および黒社会性組織などの概念は、しばしば公文書および法律文書に使用されるようになったが、この時期には黒社会などの定義が存在しなかった。1992年10月、警察首脳機関である公安部は、一部の省・市・県の警察要員を集めて集団犯罪を打撃する討論会を開き、初めて黒社会性組織（犯罪集団）に次の6個の特徴があると明確化した。

- ①悪勢力を結集し一定の勢力範囲を持つこと。
- ②犯罪を職業として、比較的長期にわたり一種または数種の犯罪を行うこと。
- ③人数が比較的多数で、比較的固定されていること。
- ④反社会性が特に強く、悪事を働き、大衆を蹂躪すること。
- ⑤一定の経済力を持ち、その一部がさらに他の経済事業体や地盤の占領に用いられること。
- ⑥あらゆる方法を用いて公安・司法・行政・政党の幹部を侵蝕し、これらの者に保護を求めること。

以上の6個の特徴は、実務経験からの結論であり、客観的に存在する事実であるので、重要な理論的・実務的価値がある。しかし、この6個の特徴には、本質的特徴を反映するものもあれば、そうでないものもあるので、その区別がなされねばならない。非本質的な特徴は、黒社会性組織に固有の必要不可欠なものではないので、一定の参照的な価値があるにすぎず、黒社会性組織と非黒社会性組織とを区別する基準にならない。要するに、この6個の特徴は、さらに検討する余地がある。警察首脳機関が提出した6個の特徴は、その後も中国各地の警察が黒社会性組織を認定する基準とされ、実務上、積極的な役割を果たしてきた。黒社会性組織の特徴を説明する実例として、会議後、公安部は各地の報告資料から、遼寧省の芦屯鎮段氏の犯罪集団、山西省の「狼帮」、ハルビ

ン市の企業家・香港商人の身分を持つ犯罪集団、邵陽市の四つの犯罪集団、貴陽市の8個の黒社会性犯罪集団、高陽県の特大流動犯罪集団、深圳市で結成された香港黒社会の二つの幫派に関する7件の典型的事件を選び、全国の公安機関に事件処理の参考資料として提供した⁽⁷⁾。

2 新刑法実施後の状況

1997年に改正された「中華人民共和国刑法」294条は、初めて刑法典に黒社会性組織および黒社会組織の犯罪を定めた。同条1項は、黒社会性組織とは、「暴力、脅迫又はその他の手段により犯罪活動を組織的に行い、地域の覇を唱え、悪事を働き、群衆を蹂躪し、経済の秩序若しくは社会生活の秩序を著しく破壊する」組織である、と定める。

この概念は、「暴力、脅迫又はその他の手段により犯罪活動を組織的に行う」ことを指摘して、黒社会性組織の暴力性と犯罪活動の組織性を強調している。この点は、既述の警察首脳機関が提示した黒社会性組織の6個の特徴には存在しないゆえに、重要な意義を持っている。

2000年12月に共産党中央委員会が「黒社会を取締り、悪勢力を撲滅する特定の活動」を行うことを決定したことを受けて、全国で黒社会悪勢力の集中取締が行われている。黒社会性組織の犯罪活動を処罰するために、2000年12月4日、最高人民法院裁判委員会は、刑法の規定に基づいて「黒社会性組織犯罪の事件への具体的な法適用における若干の問題に関する解釈」を採択した。この「解釈」によれば、刑法に規定する「黒社会性組織」は一般に次の特徴を備えねばならない。

①比較的厳密な組織構造、比較的多数の構成員、比較的確な組織者・指導者を有し、中堅構成員が比較の固定され、比較の厳格な組織規律を有すること。

②違法犯罪活動またはその他の手段により、経済的利益を獲得し、一定の経済力を有すること。

③賄賂・脅迫などの手段によって公務員を脅迫して、黒社会性組織の活動に参加させ、または不法な保護を求めること。

④一定の地域・業界の範囲において、暴力・脅迫・騒乱などの手段により、恐喝、同業者への妨害、市場の占拠、多衆乱闘、事件の惹起、故意の傷害等の違法な犯罪活動を行い、経済および社会生活の秩序を害すること。

(7) 「中国刑事警察」1993年1期2～13頁参照。

最高法院の4つの特徴と警察首脳機関の提示した6つの特徴を比較すると、最高法院の提示した特徴の①・②・③は、警察首脳機関の提示した特徴の③・⑤・⑥（すなわち、比較的多数で固定的な構成員、一定の経済力を持ち、公安・司法・行政・政党の幹部を侵蝕する保護の要請）とほぼ一致する。

最高法院の提示した特徴①は、黒社会性組織の組織性に関わる。すなわち、黒社会性組織は、「比較的厳密な組織構造、比較的多数の構成員、比較的明確な組織者・指導者を有し、中堅構成員が比較的固定され、比較的厳密な組織規律を有する」組織である。比較的高度な組織性という特徴が、非常に重要である。この組織構造の強度により、黒社会性組織は、「組織構造が緩やかで、構成員が固定的でなく、数人の中堅構成員しか持たない、組織性の低い犯罪集団」と区別されうる。すなわち、組織性の低い犯罪集団は、黒社会性組織とされるべきではない。

最高法院の提示した特徴②は、黒社会性組織の経済目的および経済力に関わる。すなわち、黒社会性組織の目的は、「違法な犯罪活動又はその他の手段により経済的利益を獲得する」ことである。犯罪者が黒社会性組織を結成する目的は、不法な経済的利益を獲得して自己の経済的・社会的地位を高めることにある。この特徴は、黒社会性組織の非常に重要な本質的属性および特徴であり、黒社会性組織とテロ組織や政治的犯罪組織との重要な相違点の一つとなっている。黒社会性組織は、一定の経済力を備えねばならない。これは、その組織の存在および発展に不可欠な経済的基盤である。いわゆる「一定の経済力」という語は、曖昧な概念である。経済力は、主に資金・財物・資産により確定されるが、その実力の程度は、実際の状況によって確定されなければならない。

最高法院の提示した特徴③は、黒社会性組織が自身の存続および発展を図るための重要な手段である。すなわち、「賄賂・脅迫などの手段により公務員を脅迫して、黒社会性組織の活動に参加させ、または不法な保護を提供させる」。しかし、実際には、国家機関の捜査活動が無力なために、黒社会性組織の多くは、政府官僚の支援や保護を受けなくても存続しうる。1996年に公安部が認定した当年度の全国十大刑事事件の一つである候連喜氏を首謀者とする黒社会性犯罪集団は、小口径小銃・獵銃・火薬銃7丁、弾丸1000発、20名の構成員を有し、厳密な組織規律を制定した。さらに、犯罪実行の過程で負傷・死亡し、または逮捕された構成員とその家族を援助する「救済慰問基金」も設立した。1986年以来、この犯罪集団は、首謀者の指示の下で地域の覇を唱え、大衆を蹂

闘し、無関係者に危害を加えて昆明や瑞麗などの地域で傷害・恐喝・乱闘・不法監禁など30件の事件を起こし、30人に傷害を負わせ、そのうち3人は重傷であった。首謀者の候連喜氏は、「昆明の黒い司令官」と呼ばれ、「公安局長・公安庁長も怖くない。彼らに抵抗できなければ、彼らの子供を殺害するか、暗殺者を雇って殺し海外に逃亡させる」と豪語した。この犯罪集団は、政府公務員の支持や保護を求めずに十年にわたって存続していた。最高法院の提示した特徴③に基づくと、このような重大な犯罪集団が黒社会性組織から排除されかねない。警察当局が選んだ7件の事例のうち、最高法院の特徴③に該当しない事例が3件あり、全体の42.5%を占める。その原因は、黒社会性組織が政治分野に進出し、金銭と暴力の手段を代替的に用いる点にある。金銭や賄賂の側面だけ強調して、暴力（暴力や脅迫の手段で公務員に抵抗する）的手段の側面を無視すれば、黒社会の特徴を全面的に把握しえないであろう。

最高法院の提示した特徴④は、黒社会性組織の主要な犯罪活動および重大性に関わる。この特徴として、実際に刑法294条の「暴力、脅迫その他の手段」および「経済または社会生活の秩序を著しく害する」という規定に適用とともに、同条の「違法な犯罪活動を組織的に行う」という規定を「暴力・脅迫・騒乱などの手段により恐喝、同業者への妨害、市場の占拠、多衆乱闘、事件の惹起、故意の傷害等の違法な犯罪活動を行う」と具体化した点が挙げられる。さらに、同条の「地域の覇を唱え、悪事を働き、群衆を蹂躪する」が、「一定の地域又は業界の範囲で」犯罪活動を行う、と表現されている。

以上の修正には合理性があるが、欠点もある。例えば、「違法な犯罪活動」が「恐喝、同業者への妨害、市場の占拠、多衆乱闘、事件の惹起、故意の傷害等の違法な犯罪活動」と修正されて、黒社会犯罪活動の重要でない一部の内容が列挙されたが、中国大陸の黒社会性犯罪活動として常に行われる罪名は、実際には十数種に達する。これには、殺人・強盗・強姦・傷害・窃盗・放火・爆発・恐喝・略取・密輸・麻薬販売・賭場開張・婦女兒童誘拐売買・組織的売春・人身売買・銃器彈薬販売・組織的密航・贈賄などが含まれるにもかかわらず、そのうち列挙された数種類の犯罪しか注目されない副作用がある。また、刑法の「地域の覇を唱え、悪事を働き、群衆を蹂躪する」の文言が、「一定の地域又は業界の範囲で」犯罪活動を行う、と表現される点にも、検討の余地がある。刑法294条の文言は、その範囲が狭いとはいえ、非常に重要な内容を含み、黒社会性組織の「勢力範囲」を明らかにしている。この点、警察首脳機関の提示した黒社会組織の6個の特徴は、主たる特徴として、「当地において悪

勢力を形成し、一定の勢力範囲を持つ」ことを明確化した。この表現は、妥当であり、削除されるべきではないと思われる。

さらに、「中華人民共和国刑法」294条2項は黒社会組織を規定しているが、これは特に境外の黒社会組織を指す。この規定は、当面の中国大陆の黒社会勢力に対する立法者の基本的認識を反映している。全国人大常務委員会副委員長王漢斌氏は、「中華人民共和国刑法改正草案に関する説明」において、「我国には明確で典型的な黒社会犯罪は存在していないが、黒社会性の犯罪集団が既に出現しており、町で横行し、地域の覇を唱え、悪事を働き、住民を蹂躪する組織的犯罪をしばしば行っている」と指摘した。しかし、事実が証明するように、このような基本的認識は、実際の状況と食い違い、予測性にも欠ける。現在の中国大陆には、黒社会組織が既に出現しており、今後もさらに数多くの黒社会組織が絶えず出現する。したがって、今後、刑法が黒社会組織の規定を設けるに違いない。黒社会組織と黒社会性組織には、成熟の程度に差異がある。黒社会性組織は、黒社会組織の初期形態あるいは未成熟形態であるといわれているが、その性質は、黒社会組織の程度に達している。性質とは、事物に内在する本質であり、それによって、ある事物と他の事物とが区別される。黒社会性組織とは、黒社会組織の本質を具備する組織であり、その性質は黒社会組織に達しているので、これを黒社会組織と認めるべきである。理論上、黒社会性組織と黒社会組織とを個別に定義する必要はなく、黒社会組織として統一的に定義しなければならない。黒社会組織には黒社会性組織が含まれると強調するならば、黒社会（性）組織という表現を使用した方がよい。しかし、統一的概念を用いるならば、黒社会組織の概念を使用すべきである。

「中華人民共和国刑法」294条2項は、「境外の黒社会組織の人員が、中華人民共和国境内でその組織の構成員を徴集したときは、3年以上10年以下の懲役に処する」と規定する。この規定によれば、境外の黒社会組織とは、中華人民共和国の国境外の国家の黒社会組織をいい、これには、中華人民共和国の国境内、中国大陆境外の香港・マカオ・台湾の黒社会組織は含まれない。これは立法上の誤りであろう。したがって、司法実務では、香港・マカオ・台湾の黒社会組織が中国大陆でその組織の構成員を徴集しても、刑法条文に基づいて処罰する根拠が存在しない。このような欠陥を補充するために、既述の最高法院「黒社会性組織犯罪の事件への具体的な法適用における若干の問題に関する解釈」は、「香港・マカオ・台湾の黒社会組織が大陸でその組織の構成員を徴集したときは、刑法294条2項の規定により罪名を認定し処罰する」と解してい

る。このような解釈は、刑法294条2項の適用範囲の拡大により、香港・マカオ・台湾の黒社会組織が大陸で行った犯罪の処罰に有利である。しかし、厳密に言えば、この解釈は、立法権を侵害する越権行為であり、正当な方法は、立法機関による法改正でなければならない。

当面、香港・マカオ・台湾には、黒社会組織が多数存在し、中国大陸に積極的に浸透して犯罪活動を行い、組織を拡大して、大陸の黒社会性組織と合流・協力している。今後、中国大陸の新たな黒社会性組織と香港・マカオ・台湾の黒社会組織との合流も必然的傾向となるので、香港・マカオ・台湾の黒社会組織と大陸の黒社会性組織との実質的差異もなくなる。したがって、黒社会との闘いの客観的な要求に応じて、中華人民共和国領域内で黒社会組織の概念が統一されるのは、時間の問題であろう。現在、香港・マカオ・台湾の黒社会および大陸の黒社会性組織に対して、少なくとも理論上は、中国の黒社会組織という統一概念を用いなければならない、と考えている。

ちなみに、現在、組織犯罪の国際化の傾向は、国際社会に対する史上空前の挑戦といえる。国際協力を効果的に行うために、世界各国に普遍的に受け入れられる共通の組織犯罪集団の概念を作ることが必要であり、これに基づいて協力戦略、国家の政策および措置を制定して国際組織犯罪を規制することが重要である。2000年「パレルモ条約」が規定する組織犯罪集団の概念は、この客観的要求に応じて制定されたものである。「パレルモ条約」を各締結国内で最大限発効させ、特に各締結国国内法が「組織犯罪集団」の概念を明文化し、国際社会が「組織犯罪集団」という統一概念を用いることを考えるべきである。すなわち、「組織犯罪集団」の概念の統一化・国際化であり、これは必然的な傾向である。以上の考慮に基づいて、黒社会性組織の研究では、「組織犯罪集団」という国際的な要求に立ち、黒社会性組織自体の特徴を重視しながら、「組織犯罪集団」という統一概念に共通の本質および特徴に関する研究に注目しなければならないと考える。この意味では、黒社会性組織の研究とは、実際に「パレルモ条約」に規定する「組織犯罪集団」の概念および特徴の研究であり、その研究成果自体に普遍的な価値がある。したがって、中国の黒社会組織の概念を検討すると同時に、世界諸国および国連の組織犯罪集団の概念を研究し、両者を統一させ、それらに共通する本質的属性および特徴を模索した上で、さらに統一的・科学的・精密な概念を確定せねばならない。

三 主要国の「組織犯罪集団」の概念および特徴

世界主要諸国の刑事立法の状況から見れば、80年代以前から、イタリア・日本・アメリカおよびその他の少数国の刑事立法には、組織犯罪集団や組織犯罪に関する特別規定が存在している。1994年に国連総会は、世界閣僚会議で採択された「ナポリ政治宣言および国際組織犯罪を規制する国際行動計画」に批准し、緊急対策としてこの計画を実施した後、組織犯罪に関する立法および司法を強化するよう諸国に勧告した。チリ・ハンガリー・ケニア・メキシコ・スウェーデンなどの国は、刑事立法や刑事司法を通じて組織犯罪集団の構造および特徴を明確化した。しかし、全体から見れば、多くの国は、立法上組織犯罪集団の概念を定めていない。以下では、代表的または影響の大きい国を中心に検討することにした。

1 イタリアの「組織犯罪集団」の概念および特徴

イタリアの「組織犯罪集団」は、マフィア（Mafia）と呼ばれている。イタリアには三つの主たるマフィア組織、すなわちシシリア（Cicily）のコーザ・ノストラ（Cosa nostra）、ナポリ（Neapolitan）のカモッラ（Camorra）およびカラブリア（Calabrian）のヌドラングェタ（N'drangheta）がある。また、小規模のマフィアも存在する。これらのマフィア組織は独自の伝統を持ちながら、多くの共通点も持っているため、マフィア（Mafia）またはマフィア型組織（Mafia-type association）と通称されている。したがって、「イタリア刑法典」第416条—2は、これらをマフィア型集団と称している。

「イタリア刑法典」第416条—2の3項は、「マフィア型集団とは、その構成員が罪を犯すため、経済活動、払い下げ、許認可、公の請負いを直接若しくは間接に管理し若しくは支配するため、又は不正の利益を得若しくは他人に得させるため、結社組織の威嚇力並びに服従及び沈黙の掟を利用する集団をいう」⁽⁸⁾と定める。

第二次世界大戦後、新世代のイタリアマフィアは、経済および政治分野への浸透に力を尽くした。これらのマフィアには、銀行および他の金融機関を通じて資金を洗浄し、大量の資金を巨額の利潤を取得可能な市場を独占しうる部門に投資し、経営困難な金融機関・不動産業・建築業を管理する傾向がある。

(8) 黄風訳・イタリア刑法典（中国版）（中国政法大学出版社、1998年）。

「イタリア刑法典」は、マフィアは経済活動を直接的又は間接的に管理・経営し、不正利益を取得するために犯罪を行う組織である、と強調するが、これは妥当である。政治分野において、戦後、イタリアマフィアは一部の政治集団および政治的勢力の用心棒となり、脅迫・勧誘の各種の手段により選挙を操作して自己を代表する人物を各政権機構に送り込み、または公務員を直接に買収し賄賂を供与して自己の代理人をさせて、現政権に抵抗する強力な政治勢力を形成した。「イタリア刑法典」は、選挙の自由を妨害しまたは票数を獲得することがマフィア型集団の特徴の一つであると規定する。これも妥当である。

しかし、この概念には二つの欠陥がある。①イタリアの三つの主たるマフィアは、大規模で、人数が多いだけでなく、暴力を基本的手段として厳密な組織構造および厳格な規律を維持する秘密結社になった（特に、有名な「沈黙の掟」はその組織が検挙されない重要な保証となっている）。しかし、この概念は、マフィア型組織の構造および規模に関する明確な基準も、集団内部の組織規律を維持する暴力の役割も明確にしていない。②イタリアマフィアは、野蛮残酷な暴力の使用により悪名高い組織犯罪集団でもある。70年代初めから90年代初めにかけて、公務員謀殺などの一連の事件で、千人余りの司法関係者がマフィアに殺害された。これには、シシリア裁判官、シシリアマフィアの調査官、警察副局長、刑事部長、シシリア総督、前市長なども含まれる。20世紀90年代から今日にかけて、暴力は、依然としてマフィアの組織規律を維持し、政府に抵抗する重要手段とされ、政治分野と経済分野に浸透する強力な後盾となっている。しかし、イタリア刑法典における概念は、暴力という根本的な特徴を示していない。

早くも1876年に、イタリア学者レオポルドー・フランシエター (Leopoldo Franchitti) は、マフィアを「暴力企業」(Tindustria della violenza) と称し、それと最も密接する暴力によりマフィアが市場を独占 (Monopoly on violence) すると指摘した。

戦後、イタリアマフィア研究者ティーガ・ガンベッタ (Diego Gambetta) は、次のような独自の見解を提示した。彼は、「マフィアの正確な意味は何か。マフィアとは、特殊な経済企業であり、個人的保護を生産・販売する企業であるといったよい」と指摘したが⁽⁹⁾、マフィアは暴力企業であるとの見解は認め

(9) Diego Gambetta・シシリアマフィア——私人保護の商社 (ハーバード大学出版社, 1993年英語版) 1頁。

ていない。「暴力は手段の一種であるが、目的ではない。資源の一種であるが、最終製品ではない。得失に関わる商品は保護である。保護は最終的に暴力使用による能力であるが、両者が同一視されてはならない。保護は不確定な商品の一種である」と説明する⁽¹⁰⁾。しかし、マキャヴェリ（Machiavelli）からトマス・ホッブズ（Thomas・Hobbes）まで、現代政治思想の重要な原則として、組織と暴力の独占が政府の本質的行動と理解され、ここからマフィアと政府とを同時に議論する基礎が導かれるという彼の見解は、問題の本質に触れたものと思われる。

2 日本の「組織犯罪集団」の概念および特徴

日本の「組織犯罪集団」は、一般にヤクザ（yakuza）と称されたが、1991年の「暴力団対策法（Anti-Boryokudan Law）」の公布後は、「暴力団（Boryokudan）」と改称されている。日本の暴力団は、実際には「組織犯罪集団」である。日本には山口組、稲川会および住吉会の三大ヤクザ（暴力団）があり、この三大ヤクザの1998年の構成員は、ヤクザ総数の67.3%を占めている。その他にも、親和会・双愛会・極東会・松葉会・国粋会などの小規模の組織もある。日本は、ヤクザ（yakuza）を規制するために「暴力団対策法」という特別法を制定した。しかし、この法律は、暴力団を犯罪の形式として禁止する法律ではなく、暴力団組織の減少・駆除を目的に、若干の刑事条項を含む行政法である。この法律は、暴力団の定義を定めたが、暴力団組織が違法であるとは宣言していない。日本では、暴力団自体は違法ではなく、社会で公然と活動しうる。日本の学者である長井圓教授が指摘したように、日本の暴力団は、各種の犯罪組織の中でも厳格な階級制と規律を持ち、世界で唯一、公然と活動する非秘密的な組織である。暴力団構成員の多くは、特殊な金色バッチを付けた黒服または白服を着用し、暴力団の支部でも自己の建物や事務所を所有して構成員のために使用させ、地域住民のほとんどがその所在場所を知っていて、恐怖心や不安感を抱いている。暴力団は、政治団体と同様に自由に存在しうる。公安委員会は、一定の手続を経て暴力団を指定暴力団と確定した上で、指定暴力団およびその構成員に対し防止および処罰の措置を講じることができる。例えば、暴力団加入の脅迫・勧誘、暴力団離脱の阻止、合法企業への浸透、指詰の強制・刺青などが禁止され、当局の関係命令に服従しなければ処罰される。この法律の目的は、暴力行為を抑制すること、市民が暴力団の侵害を

(10) 前注（9）2頁。

受けないこと、市民を動員して暴力団の活動を阻止することにある。

暴力団の定義について、「暴力団対策法」2条2号は、「暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう」と定める。

「暴力団対策法」は、法律上初めて日本の「組織犯罪集団」を「暴力団」と規定するとともに、暴力団が不法な行為を集団的・長期的に行う団体であることを強調することにより、組織犯罪集団の最も根本的な本質を把握している。しかし、この定義が組織犯罪集団の他の特徴にほとんど言及していない点は、不十分である。

それに対して、日本の警察庁が出版した「警察白書」は、これを詳しく解説している。すなわち、「警察の立場から見れば、暴力団とは、ならず者、博徒、ペテン師などから構成された組織又は集団の勢力を背景に、違法行為を集団的、長期的、暴力的に行う組織である。暴力団の特徴としては、高度の犯罪性、特有の組織原理、勢力範囲の設定、暴力による経済的利得の目的が挙げられる」。ここには、暴力団の四つの特徴が指摘されている。すなわち、高度な犯罪性、特有の組織原理、勢力範囲の設定および暴力による経済的利得の目的であって、この特徴は、すべての組織犯罪集団にとって重要である。

暴力団には七つの特徴があるとする日本の学者もいる。①暴力団とは日本の組織犯罪集団の総称であること、②暴力団は職業的犯罪者により構成される組織であって、その構成員の90%が犯罪歴を持つこと、③暴力団の構成員は犯罪を継続的に行うこと、④暴力団組織は等級別の階級構造を持つこと、⑤暴力団は刑事犯罪の最も主要な生産商社および安定的な提供商社であること、⑥暴力団は違法な活動を通じた不法な利益の獲得を目的とする犯罪集団であること、⑦暴力団が連合体を構成して、敵対する団体を勢力範囲から排除することで、収益を拡大させることが指摘されている⁽¹¹⁾。これらの特徴は、日本暴力団の特徴を反映し、「組織犯罪集団」の共通点のある程度反映している。

3 アメリカの「組織犯罪集団」の概念および特徴

アメリカの「組織犯罪集団」には、伝統的かつ最大のイタリア系マフィアであるラ・コーザ・ノストラ (La Cosa Nostra) のほか、例えばアウトロー・モーターサイクル・ギャング (Outlaw Motorcycle Gangs)、監獄幫 (Prison Gangs)、三合会・堂 (Triads (三合会) and Tongs (堂)、中国系)、ベトナ

(11) 長井圓「暴力団—日本文化の産物」1999年北京組織犯罪国際討論会論文。

ム幫 (Vietnamese Gangs), ヤクザ (Yakuza, 日本), アリアリトス (Marielitos, キューバ), コロンビアコカイン集団 (Columbian Cocaine Rings), アイルランド組織犯罪集団 (Irish Organized Crime group), ロシア組織犯罪集団 (Russian Organized Crime group), カナダ組織犯罪集団 (Canadian Organized Crime group) などその他の組織犯罪集団がある。アメリカのマフィアは高度に発達した犯罪組織であり, その組織構造は早期の古代ローマ兵団の構造と類似し, 組織化の程度が高く, 厳密な等級構造および組織形式, 明確な活動規則および厳格な組織規律を持ち, 多数の構成員が自己の勢力範囲を有し, 社会の悪勢力を形成した。しかし, 数十年来, 世界各地からの多数の移民により構成された犯罪集団あるいはアメリカ少数民族犯罪集団が伝統的マフィアの支配地域・企業に浸透したために, 伝統的マフィア勢力がアメリカ新移民の脅威に直面している。新たな犯罪集団は, 目的を達成するために, しばしば暴力を使用して無関係者まで殺害することがある。しかし, 従来のマフィアは, 数多くの重要犯罪分野を支配する能力を失い, 他の強力な犯罪組織に代替され, 今日のアメリカの犯罪組織には, 衰退したマフィアと他の犯罪組織とが競争する局面が形成されている。

アメリカの組織犯罪集団の概念について, 1967年, 大統領専門調査委員会報告書 (the President's Task Force Report) は, 「組織犯罪とは, アメリカ国民および政府の抑制から離れて活動する社団である。これは, 大手企業のような複雑な機構を構成し, 合法的な政府よりも厳格な強制力によって多くの構成員を確保している。その活動は, 複雑な謀議を通じて, 巨額の利益を獲得するためにあらゆる活動領域で長期の統治権を獲得しようとしている」と説明した。

この概念に強調された組織犯罪集団の特徴としては, ①多数の構成員, 複雑な構造および厳格な規律を有する秘密社団, ②アメリカ国民および政府の支配を受けないこと, ③巨額の利益を蓄積して, 複雑な謀議活動を中期的に行うこと, ④あらゆる領域で支配力を持つことが挙げられる。この概念は, アメリカ社会科学研究者・マスコミ記者・作家・司法要員に広く認められている。

しかし, この概念には, 組織犯罪集団の暴力性・犯罪性という特徴に触れていない点で, 重大な欠陥がある。アメリカの組織犯罪集団は, 当初から激しい闘争から誕生・成長してきた。しかし, 禁酒法によって, アメリカ組織犯罪集団が組織犯罪により権力および利益を獲得する新時代が確立された。アルコール原料の供給が禁止されたことにより, 各犯罪集団は, 市場を争奪するために流血の戦争を引き起こした。禁酒法時代, 犯罪集団の衝突で引き起こされた謀

殺事件は700件に達した。頻発する戦争で数百人の暴徒が死亡し、多数の無関係者が殺害された。地盤や権力を争奪するために、同種の犯罪集団の間に無情な戦争も起こった。闘争・連合の過程において、1930年に有名な「カストラマーレ戦争 (Castellammarese War)」が勃発した。その結果、最高の権力が統一され、ラ・コーザ・ノストラといわれるイタリア・アメリカマフィア最大の暴力集団が結成された。したがって、暴力がなければアメリカマフィアもなかったといってよかろう。あらゆる組織犯罪集団の概念について、暴力という特徴を無視してはならない。

1970年、アメリカは、「組織犯罪規制法 (the Federal Organized Crime Control Act of 1970)」を制定し、この法律の第9編は、著名な「組織的に行われるゆすり、たかり、脅し活動の影響を受けて腐敗した組織に対応する法律 (通称RICO法)」(the Racketeer Influenced and Corrupt Organization statute) という組織犯罪を規制するアメリカで最も重要な法律である。「組織犯罪規制法」は、組織犯罪集団を「賭博・売春・高利貸し・麻薬販売・労働組合への侵蝕その他の構成員による不法行為等の不法商品及び不法サービスの提供を行う高度に組織化・規律化された団体」と定義する。この法律によれば、「ある形式の詐欺活動を通じてある企業の組織事務に参与する行為は、犯罪行為とされる」。「恐喝」という語については、「RICO法」で詳しく規定され、それには、州法・連邦法上禁止されるほぼすべての重大犯罪が含まれている。例えば、謀殺・強盗・麻薬取引・詐欺および法律に列举するその他の重大犯罪である。以上の概念は、組織犯罪集団の高度の組織化を強調するとともに、組織犯罪集団の実行する一連の重大犯罪行為を重視している。しかし、ここでも犯罪集団の暴力性が強調されていない。

アメリカの著名な組織犯罪研究者アルバニス (Jay S. Albanese) は、次のように組織犯罪集団を定義した。「組織犯罪⁽¹²⁾とは、合理的な運営を通じて公衆が求める不法な活動から利益を得る継続的な犯罪企業である。これは、暴力・脅迫・独占的支配・政府公務員の腐敗を通じて自己の存続を維持するものである」と指摘する⁽¹³⁾。この概念では次の点が強調される。①継続的な犯罪企業、②不法な活動からの利益獲得、③暴力・脅迫・独占的支配・政府公務員の

(12) これは組織犯罪集団と表現すべきである。ここに組織犯罪と組織犯罪集団の二つの概念の混同が見られる。

(13) Jay S. Albanese・アメリカの組織犯罪 (英語第3版) (アンドセン, 1996年) 3頁。

腐敗を通じた自己存在の維持である。アルバニスが③の特徴を提示したことは、アメリカの組織犯罪集団の概念について重大な進歩であり、これは組織犯罪集団の本質をついている。暴力・脅迫・独占的支配がなければ組織犯罪集団の存続は不可能であることが、事実により証明されたからである。アメリカには組織犯罪の概念および特徴に関する著述が多く、多様な見解が提示された。早くも1983年に、アメリカの組織犯罪研究者フランク・ヘイガン（Frank Hagan）は、15年間にわたるアメリカの組織犯罪に関する著述あるいは政府報告書で13人が提唱した定義に基づいて、その共通の要素を分析した。その後、アルバニスは、フランク・ヘイガンの分析を基礎に、新しい資料を補充して組織犯罪集団の11個の特徴およびそれに対する賛成者数（表一参照）を分析したうえで、組織犯罪集団の定義を提唱した。代表的なアルバニスの定義は、アメリカだけでなく英米法系諸国にも一定の影響を及ぼしている⁽¹⁴⁾。

表一 文献における組織犯罪の定義

特徴	著者数
持続的な組織の階級制度	15
犯罪による合理的な利益獲得	12
暴力・脅迫の使用	11
腐敗による自己保護	11
公衆のサービスへの需要	6
特殊市場の独占	5
限定された構成員の資格	3
非イデオロギー	3
専門化	3
沈黙の掟	3
広範な計画	2

- (14) アルバニス教授は、厳密な科学精神を持つ学者であり、彼はマフィアの神話と現実とを区別すべきであると強調している。彼が独立に真理を追求する科学的態度を堅持し、アメリカに全国的、大規模なマフィアが存在するという政府当局の出した根拠の不十分な論点に反対している。彼は、私が尊敬する数少ないアメリカの学者の一人である。しかし、研究方法について、実証主義的研究方法は、抽象的な思维能力および科学的洞察力を必要とする。そうすると、大量のデータおよび資料の背後に隠された事物の本質が発見される。組織犯罪集団のある特徴への賛成者の多さは、一定の参照価値があるが、これにより真理が発見されるわけではない。

4 ロシア連邦の「組織犯罪集団」の概念および特徴

ロシア連邦には組織犯罪に関する特別法が存在しない。1993年の組織犯罪法草案は、採択されなかった。1997年に公布された「ロシア連邦刑法典」35条は、共同犯罪の四種類方式、すなわち①集団、②共謀の集団⁽¹⁵⁾、③組織集団および④犯罪団体を定める。ロシアの刑法学者は、ロシアの「組織犯罪集団」とは組織集団および犯罪団体である、と認識している。組織集団と犯罪団体は、刑法における組織犯罪の二種類の表現方式である。しかし、ロシア刑法は、組織集団と犯罪団体の概念を個別に定めているので、統一的な「組織犯罪集団」の概念は存在しない。

「ロシア連邦刑法典」35条3項は、組織集団とは「一個または数個の犯罪を実行するために事前に構成された固定的な集団である」と規定する。ロシアの刑法学者は、「固定」の特徴について、集団の構成員間に相当の持続的、密接な連絡があり、特殊な個別の形式および方法による活動を指摘する。組織集団の示す主な特徴としては、①高度な組織構造、②固定的な集団および組織中枢、③特有の個別的な活動形式および方法、④犯罪活動の形式や方法の持続性が挙げられる。

「ロシア連邦刑法典」35条4項は、犯罪団体とは「重大な犯罪または特に重大な犯罪を実行するために結成された厳密な組織集団（組織）、またはその目的を実現するために結成された組織を含む集団の連合体である」としている。ロシアの刑法学者は、犯罪団体の最たる特徴として、組織性、厳密性および活動の特定の（重大な犯罪または特に重大な犯罪を実行する）目的が挙げられる、とする。「ロシア連邦刑法典」（15条4項と5項）の分類によれば、長期10年以下の自由剥奪刑は重大な犯罪とされ、短期10年以上の自由剥奪刑は特に重大な犯罪とされる。したがって、法律の規定によれば、犯罪団体は厳密な組織を有する集団またはその集団の連合体（集団の連盟）である。一般に、犯罪団体は、往々に地区または国境を越える点が特徴的である⁽¹⁶⁾。

以上の二つの概念は、組織の規模および組織化の程度から「組織犯罪集団」の特徴を示したものであり、その他の特徴には触れていない。これは不十分な

(15) ロシア刑法における集団概念は、中国の集団概念と異なる。ロシア刑法は、2人以上の実行犯が共謀せず共同して犯罪に参加し実施した犯罪は、集団犯罪であるとし、犯罪の共同実行を事前に通謀した者が犯罪に参加した場合は、共謀集団犯罪とする、と規定している。これは実際には、一般の共同犯罪のすべてを集団と解するものである。

ので、ロシアの学者の批判を浴びている。組織犯罪集団には次の特徴があると
する学者もいる。すなわち、①複雑な階級関係を備えた組織、②巨額な資金の
流通、③犯罪者と司法機関（賄賂で連絡）との癒着、④保護体制・戦闘隊員・
保安隊員・暗殺者・反取締の能力の保持を挙げる⁽¹⁷⁾。

組織犯罪の実情から見れば、旧ソビエト崩壊後の政治・経済の急変によって
犯罪が急増し、犯罪集団が猖獗を極め、組織犯罪がさらに増加している。モス
クワ内務部の統計によれば、1991年のロシアの組織犯罪集団は3,000個、1993
年は4352個、1994年は5,500個、1995年は6,500個であり、そのうち50個の集団
はロシア全土に支部を有し、約6,000名の銃器を持ち、特殊訓練を受けた武装
人員を備えている⁽¹⁸⁾。統計によれば、ロシアの組織犯罪集団による事件数は、
1995年が23,850件、1996年が26,433件、1997年が28,497件であった⁽¹⁹⁾。また、
1996年の統計によれば、35,000個の事業組織体のうち、400の銀行、47の株式
取引所、1,500の国有企業が組織犯罪集団に支配され、70～80%の私営企業お
よび商業銀行が組織犯罪集団に強要された経験がある。ロシア科学院分析セン
ターの統計によれば、資本の35%と「表決」株の80%が犯罪組織に移転し
た⁽²⁰⁾。現在、ロシアの組織犯罪集団は、既に高度に組織化・専門化され、公然
化・国際化の方向に発展しつつある。ウラジオストクで活動するL兄弟をはじ
め大規模な犯罪団体はその典型的事例である。この犯罪団体の任務は、あらゆ
る犯罪組織を支配して、最終的にウラジオストクで指導的地位を確立すること
である。この犯罪団体は、商業部門・参謀部・分析研究センター・反スパイ機
構・スパイ組織・戦闘部門・経済保障部門などを設立していた。L兄弟は、国
境保安局・裁判所・検察院・行政機関の公務員と密接な関係を維持していた。
この犯罪集団は、アメリカ・日本・ロシアの最先端の盗聴設備を保有し、さら
に拳銃・新型自動小銃・カービン銃・手榴弾・爆破装置・爆発物などをもち、

(16) 以上の組織集団および犯罪団体に関する解釈について、モスクワ国立ロムナ
ソフー大学法学部編高等学校教科書「刑法教程（総論）」（ロシア版）（モスク
ワ出版社、1999年）第12章参照。

(17) モスクワ大学アボローカフ教授「現代ロシア組織犯罪の現状および関連する
刑事法規における問題」（1999年北京組織犯罪国際討論会論文、近く出版）。

(18) ロイ・マドウィジェフ・ロシアはどこへ（中国版）（新華出版社、2000年）
233～234頁。

(19) 「ロシア犯罪状況」1995年版16頁、1996年版18頁、1997年18頁。

(20) B・B・ロネエイフ「ロシア組織犯罪：その認識、根源および傾向」国家
と法雑誌1996年4期。

殺人事件18件、殺人未遂6件およびその他一連の重大犯罪を行った⁽²¹⁾。事実から見れば、組織犯罪は、ロシア社会および国家体制を脅かす最も危険な勢力になった。エリツィン大統領は、ある講演で「犯罪組織の数、活動の規模から見れば、今日のロシアはイタリアを上回り、国際社会で大規模なマフィア王国になった」と指摘している⁽²²⁾。

以上のように、ロシアの組織犯罪集団は、組織化の程度が高いだけでなく、暴力性・経済力・権力の支配・勢力の範囲など諸方面の特徴もある。この状況から見れば、「ロシア連邦刑法」における組織集団や犯罪団体の概念に関する規定は、非常に不十分であろう。

5 エストニアの「組織犯罪集団」の概念および特徴

エストニア刑法典の規定によれば、組織犯罪集団とは、3人以上の構成員によって結成され、持続的に活動し、明確な役割分担があり、重大な犯罪活動を行う犯罪集団である。

この概念は、二つの側面から組織犯罪集団を定義する。①組織構造の側面から見て、3人以上の多数人により結成されねばならず、役割分担が明確であること、②犯罪活動の側面から見て、重大な犯罪活動を持続的に行わねばならない。持続的とは、犯罪の長期性および継続性を意味する。1996年にエストニアが国連犯罪予防および刑事司法委員会に提出した報告書は、この定義に基づいて過去10年間にエストニア当局に認定された10数個の犯罪集団のうち、8個は1980年半ばから結集して犯罪を長期的に行っていたと指摘している。これらの犯罪活動は、恐喝・賄賂・自動車窃盗および運搬・麻薬販売・資金洗浄が含まれ、特に銀行・金融企業を含む合法的商業活動に浸透したり⁽²³⁾、国境保安管理や旅券発行などの重要職責を負う公務員を腐敗させようとしていた。

以上の報告書から見れば、エストニアの組織犯罪集団は発展段階が低く、組織犯罪の状況がそれほど深刻でないのに、研究者は、組織犯罪の本質に関する明確な認識を欠いている。エストニア刑法典に規定する組織犯罪集団の概念には、エストニア人の認識の水準が反映されている。

(21) カロリカフー「血生臭い再建」1995年4月28日「ニュース新聞」第9号。

(22) 張樹華・私有化は禍か福か——ロシア経済改革透視（経済科学出版社，1998年版）81頁以下所収。

(23) 1997年国連犯罪予防および刑事司法委員会第6回会議資料「事務長の報告書——ナポリ政治宣言および国境を越える組織犯罪を打撃する全世界行動計画の執行状況」参照。